

令和4年8月25日

ふじみ野市立小中学校
保護者 様

ふじみ野市教育委員会

新型コロナウイルスの陽性判明者及び濃厚接触者等の対応について

日頃より本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、夏季休業期間中も感染は収まらず、2学期につきましても引き続き保護者の皆様に御協力いただきながら、感染対策を徹底し、教育活動を継続していく必要があります。

つきましては、下記を参考にし、新型コロナウイルスの陽性が判明した場合及び濃厚接触者等となった場合の対応について、御理解と御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者等の出席停止期間について

- ・濃厚接触者又は濃厚接触者相当と判断された児童生徒に対する出席停止（部活動参加停止を含む。）の期間については、陽性者と最後に接触した日を0日目として、5日間（6日目解除）といたします。
- ・抗原定性検査キットを用いて2日目及び3日目に検査し、それぞれ陰性を確認した場合には、3日目から解除を可能といたします。併せて、出席停止期間等の短縮を可能といたします。
- ・待機期間を短縮した場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による入念な健康状態の確認をお願いします。

※抗原定性検査キットは、「体外診断用医薬品」として、国が承認したキットを使用してください。

※抗原定性検査キットを用いた検査により待機期間の短縮を希望する場合については、当該検査キット及び検査結果の画像等を学校に提示するなど、陰性の事実を適切に報告するようお願いします。

葦原中メールアドレス：ashiharachu@fujimino.ed.jp

2 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得について

- ・新型コロナウイルスへの感染が確認され、又は濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者と判断された場合については、療養期間又は待機期間を経て、学校に登校するに当たり、学校に陰性証明を提出する必要はありません。
- ・児童生徒が新型コロナウイルスに感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関や保健所が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。